

議第 35 号

下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例
について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

利用対象者の減少により、休止となっている子育て・保育ステーションを廃止するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例

下呂市子育て・保育ステーション条例（平成29年下呂市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 ステーションの名称及び位置は、次のようにとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>下呂市かみはら子育て・保育ステーションの項（略）</td><td>下呂市萩原町大ヶ洞74番地3</td></tr><tr><td>下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの項（略）</td><td>下呂市焼石3530番地1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	下呂市かみはら子育て・保育ステーションの項（略）	下呂市萩原町大ヶ洞74番地3	下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの項（略）	下呂市焼石3530番地1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 ステーションの名称及び位置は、次のようにとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>下呂市みやだ子育て・保育ステーション</u></td><td><u>下呂市萩原町大ヶ洞74番地3</u></td></tr><tr><td>下呂市かみはら子育て・保育ステーションの項（略）</td><td>下呂市焼石3530番地1</td></tr><tr><td>下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの項（略）</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	<u>下呂市みやだ子育て・保育ステーション</u>	<u>下呂市萩原町大ヶ洞74番地3</u>	下呂市かみはら子育て・保育ステーションの項（略）	下呂市焼石3530番地1	下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの項（略）	
名称	位置														
下呂市かみはら子育て・保育ステーションの項（略）	下呂市萩原町大ヶ洞74番地3														
下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの項（略）	下呂市焼石3530番地1														
名称	位置														
<u>下呂市みやだ子育て・保育ステーション</u>	<u>下呂市萩原町大ヶ洞74番地3</u>														
下呂市かみはら子育て・保育ステーションの項（略）	下呂市焼石3530番地1														
下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの項（略）															

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

利用対象者の減少により、休止となっている子育て・保育ステーションを廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 「みやだ子育て・保育ステーション」及び「なかはら子育て・保育ステーション」の2施設を削除します。

(第2条関係)

(2) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)